

京都市告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年10月11日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人むつみの家	就労継続支援B型	共同作業所むつみの家 2610100717	京都市北区小山初音町56番地	令和4年9月30日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)